

## もとゆき会規約

### (もとゆき会の目的)

第1条 もとゆき会(以下、「会」という。)は、政治資金規正法第3条第1項第2号に規定された政治団体として藤井もとゆき氏の政治活動を支援し、そのために必要な活動を行い、藤井もとゆき氏の政治家としての大成を期することを目的とする。

### (会の構成)

第2条 1 会の会員は、藤井もとゆき氏の政治理念、人格等に共鳴し、政治活動を支援することに賛同して本会に参加した個人をもって構成する。  
2 会への入退会については、個人の自由な意志に基づく。

### (会の運営体制)

第3条 1 会には、会長1名、副会長複数名、顧問複数名及び幹事複数名を置く。  
2 会長は、複数名の副会長、複数名の顧問及び複数名の幹事を指名することができる。  
3 会長は、幹事の互選により会員の中から選ぶものとする。  
4 会長、副会長、顧問及び幹事の任期は3年とする。  
第3条の2 会には、会長、副会長、顧問及び幹事の推薦により、名誉会長を置くことができる。

### (幹事会)

第4条 幹事会は、本会の活動計画の作成及び本会の活動の実施方法等について検討し、案を作成して会長に具申する。

### (事業等)

第5条 会は、以下の事業について、実施する。  
1) 会員の増強、獲得のために必要な活動  
2) 「藤井もとゆきと語る会」等、会合の開催  
3) 藤井もとゆきの政策等に関する広報活動  
4) その他、藤井もとゆきの政治活動を支援するために必要な事業

### (会費等)

第6条 原則的に入会費、会費等の徴収は行わないものとする。  
ただし、「藤井もとゆきと語る会」等、会の個々の事業の実施に必要な場合は、その都度、費用を会員より徴収する。

(事務所)

第7条 本会の事務所は、藤井もとゆき浜町事務所（東京都千代田区日本橋浜町2-35-7）に置く。

第8条 本会の運営、事業活動を行うために必要であり、本規約に規定されていない事項については、幹事会において検討するものとする。

第9条 本規約の改廃については、必要に応じ、幹事会の了承を得るものとする。

(附則)

第10条 本規約は、平成24年1月1日をもって実施する。